

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 2 項により、なおその効力を有するとされた同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第 1 項及び岸和田市教育委員会会議規則第 2 条第 1 項の規定により臨時教育委員会会議を招集する。

平成 29 年 2 月 3 日

岸和田市教育委員会
委員長 谷口 馨

- 1 日 時 平成 29 年 2 月 7 日(火) 午後 2 時
- 2 場 所 岸和田市役所旧館 3 階 教育委員会教育長室
- 3 付議事件
議案第 5 号 教職員人事について